

個人情報保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および当センターが自主的に公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

一般社団法人愛知県農協保証センター

代表理事 理事長 齋藤 種治

1 当センターが取り扱う個人情報の利用目的（保護法第21条第1項関係）

当センターは、保護法に基づき、当センターの利用者の個人情報を次の業務および利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

また、番号法に基づく特定個人情報については、報酬・料金等に関する支払調書を作成する場合を利用目的とし、その必要な範囲で取得、利用致します。

(1) 業務内容	① 当センターの会員である農業協同組合および農業協同組合連合会（以下「融資機関」といいます。）から、生活または事業に必要な資金を借り受ける者が、融資機関に対して負担する債務を保証する業務 ② その他債務の保証にかかわる前記①の業務に付帯する業務
(2) 利用目的	① ご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいいます。以下同じ。）またはご本人の代理人であることもしくはご本人の利用資格を確認する場合 ② 当センターが、保証の引受・継続の審査および代位弁済の審査ならびに求償権その他債権の管理・回収を行う場合 ③ 融資機関、再保証等を行う信用補完機関およびその他団体（以下「関係機関」といいます。）に個人情報を提供する場合

(2) 利用目的	④ 当センターおよび関係機関が、調査、お知らせ、勧誘、融資商品・サービスの開発または研究を行う場合 ⑤ 当センターの保証事業に際し、個人情報加盟する個人情報機関に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供する場合 ⑥ ご本人との契約、法令等に基づく権利の行使および義務の履行を行う場合 ⑦ ご本人との契約の解除または解除後の事後管理を行う場合 ⑧ その他、ご本人との取引を適切かつ円滑に履行するために必要な場合
----------	---

2 当センターが取り扱う保有個人データに関する事項（保護法第32条第1項関係）

(1) 個人情報取扱事業者（当センター）の住所、名称及び代表者の氏名

〒465-8502 愛知県名古屋市名東区社口二丁目301番地

一般社団法人愛知県農協信用保証センター

代表理事理事長 齋藤種治

(2) すべての保有個人データの利用目的

前記1のとおりです。

(3) 開示等のお申出の手続き等（保護法第21条第4項第1号から第3号に該当し、通知・公表・明示を要しない場合を除きます。）

① 開示等のお申出先

ア 受付窓口

一般社団法人愛知県農協信用保証センター

〒465-8502 愛知県名古屋市名東区社口二丁目301番地

（JA愛知信連事務センタービル内）

（電 話） 052-715-5170

（FAX） 052-772-4010

イ 受付時間

営業日の午前10時から午後4時まで

② 開示等の請求方法および提出書面

当センターが定める様式「個人データ開示請求書」等を受付窓口に提出または受付窓口住所宛に郵送して下さい。

③ 開示請求者ご本人または代理人の確認方法

ア ご本人による開示請求の場合

(ア) 受付窓口へのご請求

「個人データ開示請求書」のほかに、「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「パスポート（所持人記入欄に現住所の記入があるもの）」、「在留カードまたは特別永住者証明書」または「個人番号カード」（身分証明書として利用できるのは、氏名、住所等が記載されている「表面」のみです。）のいずれかを提示していただくか、市区町村交付の「住民票」の写しを提出して下さい。または、実印押印の「個人データ開示請求書」および「印鑑登録証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）」を提出して下さい。

(イ) 郵送によるご請求

「個人データ開示請求書」のほかに、「運転免許証」、「パスポート（所持人記入欄に現住所の記入があるもの）」または、「個人番号カード」（身分証明書として利用できるのは、氏名、住所等が記載されている「表面」のみです。）の写しのいずれかと市区町村交付の「住民票」の写しを郵送して下さい。または、実印押印の「個人データ開示請求書」および「印鑑登録証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）」と「運転免許証」または「パスポート（所持人記入欄に現住所の記入があるもの）」の写しを同封して郵送して下さい。

イ 代理人による開示請求の場合

代理人による開示請求は、受付窓口のみとさせていただきます。

(ア) 法定代理人によるご請求

前記アの(イ)の書類に加え、請求者本人との続柄を証明できる市区町村交付の「住民票」の写しまたはその他証明書を提出して下さい。

(イ) 任意代理人によるご請求

ご請求者本人の実印押印の「個人データ開示請求書」、「印鑑登録証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）」および任意代理人に対する「委任状」を提出して下さい。

④ ご請求に基づく当センターからの通知

通知は、ご請求者ご本人に対して郵送により行いますので、返信用の切手を貼付したご本人宛の「簡易書留（親展扱い）」の封筒を持参または同封し郵送して下さい。

⑤ 利用目的の通知または開示を求める際の手数料額および徴収方法

情報開示の手数料は無料とします。

ただし、前記②の様式「個人データ開示請求書」の郵送を希望される方は、別途 110 円切手および小封筒 1 枚を持参または郵送により提出して下さい。

(4) 保有個人データの取扱いに関するお問い合わせの手続等

① ご質問・苦情等のお申出先

ア 受付窓口

一般社団法人愛知県農協信用保証センター

〒465-8502 愛知県名古屋市名東区社口二丁目301番地

(JA愛知信連事務センタービル内)

(電 話) 052-715-5170

(FAX) 052-772-4010

イ 受付時間

営業日の午前10時から午後4時まで

② ご質問・苦情等のお申出方法

受付窓口、郵送または電話・FAX等いずれの方法でも結構です。

なお、保有個人データの開示等のお申出につきましては、前記(3)によりお取り扱いさせていただきます。

(5) 当センターが所属する認定個人情報保護団体の名称および苦情解決のお申出先

一般社団法人日本クレジット協会

(電 話) 03-5645-3360

3 第三者提供に関するオプトアウト制度に関する事項（保護法第27条第2項関係）

当センターは、ご本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止するという、いわゆるオプトアウト制度の活用は想定していません。

4 共同利用に関する事項（保護法第27条第5項第3号関係）

保護法第27条第5項第3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないでその共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当センターは、当センターの債務の保証または資金供給にかかる資金の融資機関、一般社団法人全国農協保証センターとの間で次により共同利用致します。

(1) 共同利用するデータの項目

- ① 氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（変更が生じた場合の変更後の情報を含みます。）
- ② 契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
- ③ 支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状および履歴に関する情報（代位弁済後の求償権、裁判・調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利、およびこれら権利に付随した一切の権利等に関する情報を含みます。）
- ④ 支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するための、資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績および後記(2)に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報またはこれらを証する書類に基づく情報
- ⑤ 取引上必要な本人・資格の確認の提示等を受けた、運転免許証、パスポート、個人番号カード（身分証明書として利用できるのは、氏名、住所等が記載されている「表面」のみです。）、市区町村交付の住民票の写し、または記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報は除きます。）

(2) 共同利用する者の範囲

当センター、融資機関および一般社団法人全国農協保証センター

(3) 共同利用する者の利用目的

- ① 借入契約および債務保証委託契約に関連するすべての与信判断ならびに与信後の管理
- ② 代位弁済後の求償権に対する管理
- ③ 裁判・調停等により確定した権利に対する管理

④ 完済等により消滅した権利に対する管理

⑤ 上記権利に付随した一切の権利等に関する管理

(4) 個人データの管理について責任を有する者

一般社団法人愛知県農協信用保証センター

代表理事理事長 齋藤 種治

〒465-8502 愛知県名古屋市名東区社口二丁目301番地

5 仮名加工情報に関する事項（保護法第41条第4項関係）

当センターは、仮名加工情報を活用することは想定しておりません。

6 匿名加工情報に関する事項（保護法第43条第3項）

当センターは、匿名加工情報を活用することは想定しておりません。

7 備考

当センターが、ご本人への明示等により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきま
すことにつき、ご了承下さい。

● このご案内は、インターネットのホームページ、当センター窓口等で内外に公表する
ほか、利用者の皆様のお求めに応じてお渡し致します。